

日田市自治基本条例 推進アクションプラン

(平成26年度～平成29年度)

平成29年3月一部改訂

平成27年9月策定

日 田 市

日田市自治基本条例推進アクションプラン策定の趣旨

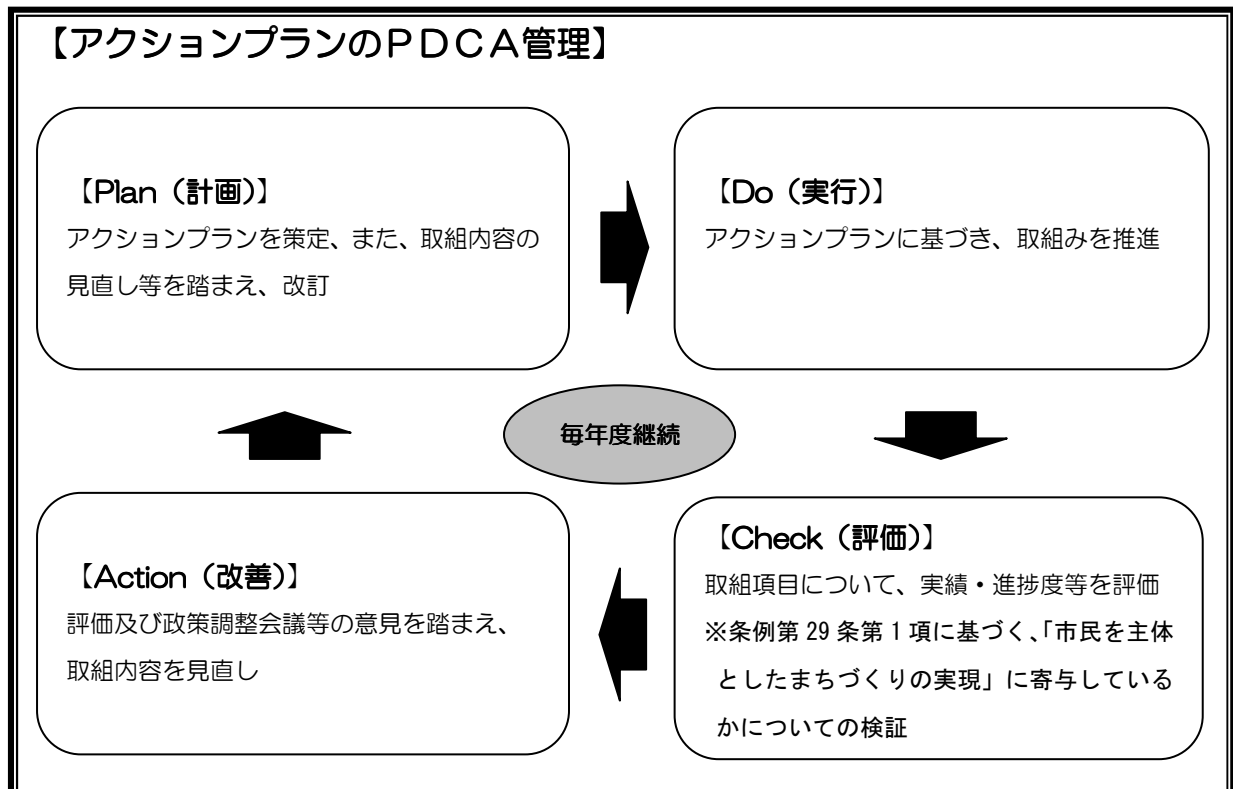
地方分権の進展や価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の深刻化などの社会環境の変化の中で、これまでの国主導の全国画一的な行政から、「地域のことは地域で考え、地域で決めて、その責任は地域で負う」といった『自己決定・自己責任』によるまちづくりへと、自治体運営や地域運営の仕組みが大きく変わりつつあります。

平成 26 年 4 月に施行した「日田市自治基本条例」は、この原則に基づき、「市民が主体のまちづくり」を推進するための、まちづくりの基本となる考え方や、市民・市議会・行政それぞれが果たすべき役割、市民参画や協働によるまちづくりを行うためのルールなどを定めています。

日田市では、この自治基本条例に規定された事項を具現化するため、条例に基づいて取り組むべき内容及び作業スケジュール等をまとめたアクションプランを策定しました。

【計画期間】 平成 26 年度～平成 29 年度

【進行管理】 下表のとおり、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



目 次

1. 市民の権利及び責務等（第2章関係）	1
第7条関係（地域コミュニティの役割等）	1
第8条関係（子どもの権利等）	3
2. 市長及び職員の責務（第4章関係）	6
第11条関係（市長の責務）	6
第12条関係（職員の責務）	7
3. 市政運営（第5章関係）	8
第13条関係（計画的な市政運営）	8
第14条関係（政策法務）	11
第15条関係（財政運営）	12
第16条関係（組織及び人事政策）	14
第17条関係（行政評価）	16
第18条関係（附属機関等）	17
第19条関係（情報の公開及び管理等）	18
第20条関係（パブリックコメント手続）	20
4. 市民参画及び協働（第6章関係）	21
第21条関係（市民参画）	21
第22条関係（協働）	23
第23条関係（自然環境、歴史及び文化の保全等）	24
第24条関係（地域課題）	26
第25条関係（住民投票）	28
第26条関係（危機管理）	29
5. 連携（第7章関係）	31
第27条関係（市内外の人々等との交流及び連携）	31
第28条関係（他の自治体及び国等との連携）	33
6. 条例の見直し（第8章関係）	34
第29条関係（条例の見直し）	34
●アクションプラン取組項目一覧表	35

1. 市民の権利及び責務等（第2章関係）

〔第7条関係〕地域コミュニティの役割等

（地域コミュニティの役割等）

第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。

5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

（1）地域コミュニティの活性化と組織強化につながる活動支援

【担当課：まちづくり推進課】

（主 旨）

地域コミュニティは、社会を構成する最も基礎的な集まりで、市民にとっては身近な存在であることから、その役割の重要性を十分に認識するとともに、それぞれの主体性を尊重し施策を展開する。

（取組内容）

① 市民への地域コミュニティの重要性の啓発。

・市報等で、市内外の様々な地域コミュニティ活動を紹介する。

② 自治会等が主体的に取り組む、地域の課題解決等のための活動に対する支援。

・自治会事業に対して補助金を交付する。

・ふるさと納税「水郷ひた応援基金」の「水郷ひた応援交付金（自治会還流制度）」の促進を図る。

・地域コミュニティが円滑に運営できるように、積極的な情報提供に努める。

・自治会連合会等との積極的な情報交換の場を設ける。

（スケジュール）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民への啓発			
自治会活動等の支援			
自治会連合会等との連携強化			

(2) 地域コミュニティへの支援 【担当課：まちづくり推進課】

(主 旨)

自治会やまちづくりに関わる団体等の非営利で創造的な活動に対して助成を行うことにより、地域活性化の促進を図る。

(取組内容)

- ① 地域に根ざしたまちづくりや人づくりのために、自治会やまちづくりに関わる団体等が主体的に企画し、実行する非営利で創造的な活動事業に対して、「まちづくり活動推進事業補助金」「周辺地域活性化対策事業補助金」を交付する。
 - ・市報やホームページ等を通じて、「まちづくり活動推進事業補助金」や「周辺地域活性化対策事業補助金」制度を広く市民に周知する。
 - ・申請のあった活動については、要綱に基づく審査を経て決定し、補助金を活用した事業については、公開の活動報告会や市報等で紹介し、市民に周知することで、事業の更なる充実と地域活性化を図る。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
まちづくり活動推進事業・周辺地域活性化対策事業補助金制度の周知			
まちづくり活動に対する助成(まちづくり活動推進事業補助金・周辺地域活性化対策事業補助金) 活動報告会の開催			

〔第8条関係〕子どもの権利等

（子どもの権利等）

第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。

2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。

4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。

5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

（1）子どもがまちづくりに参加しやすい環境づくり 【担当課：政策企画課】

（主 旨）

子どもは将来の自治の担い手であることから、郷土愛を育むとともに、子どものまちづくりへの参加を促す機会・仕組みづくりの構築を図る。

（取組内容）

① 市内の子どもたちが、日田市を知り郷土愛を育むとともに、まちづくりへ積極的に参加できるような仕組み等を検討する。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		子どものまちづくりへの参加を促す機会・ 仕組みづくりの調査・研究	実施

（2）子どもを安心して産み育てることができる環境整備 【担当課：こども未来室】

（主 旨）

「“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン」に基づき、すべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てをする喜びを感じることができるような子ども・子育て環境の整備を図る。

（取組内容）

① 保護者ニーズに対応した幼児期の教育及び保育施設の提供体制の確保や、小学校就学後の学童期における放課後児童クラブの拡充とそれぞれの質の向上を図る。

② 結婚、妊娠、出産、育児、子育てに至るまでの発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを一貫して支援するため、関係機関等との連携を強化する。

③ 特別な支援が必要な子どもに対し、個々の状況に応じた一貫した支援体制を図るとともに、ひとり親家庭など、より多くの支援を必要とする家庭に対し、利用者負担額を軽減するなど、経済的負担の緩和を図る。

- ④ 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、職場での働き方、家庭での役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成に努める。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
“ひたっ子” 子ども・子育て 応援プランの策定			“ひたっ子” 子ども・子育て 応援プランの中間見直し
	“ひたっ子” 子ども・子育て応援プランの実行→評価→公表→見直し		

（３）安心して学べる教育環境の整備（学校施設整備） 【担当課：教育総務課】

（主 旨）

安全・安心で快適な学校施設整備の推進

（取組内容）

- ① 学校施設の整備については、「学校施設整備推進計画」に基づいて計画的に進めるとともに、早期の営繕改修等により施設の延命化に向けた取り組みを進める。

なお、この計画による構造体の耐震化については、平成 26 年度に完了し、非構造部材の耐震化（屋内運動場の吊り天井）については、平成 27 年度に完了した。

- ② 日田市公共施設等総合管理計画等を踏まえ、学校施設の長寿命化計画を策定し、計画的かつ着実な対策に取り組む。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校施設整備推進計画の見直し・実施（H26～H34）			
	個別施設毎の長寿命化計画の策定（H27～H31）		

（４）安心して学べる教育環境の整備（見守り活動） 【担当課：学校教育課】

（主 旨）

学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努める。

（取組内容）

- ① 登下校時の通学路等の巡回を行う学校安全ボランティア（スクールガード）を委嘱し、交差点やスクールバス乗降所等におけるスクールガードによる見守り活動や声かけにより、登下校時の児童生徒の安全確保を行う。

- ② 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、児童生徒への声かけや見守り活動による登下校の安全確保を行う。

・生徒指導協議会と連携し、毎月第 2 火曜日に行うふれあい登校指導を実施する。

- ③ 児童生徒が何らかの犯罪被害に遭い、または遭いそうになった時に助けを求める「こども連絡所」を地域の商店や民家に設置し、児童生徒を保護するとともに、警察、学校、家族等への連絡を行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ぐるみの学校安全体制の構築			

(5) 咸宜園教育の推進 【担当課：学校教育課】

(主 旨)

小・中学校において、廣瀬淡窓の先哲学習の実施や、「咸宜園」での教育理念を学校経営に生かし、子どもの健全育成を図る。

(取組内容)

- ① 咸宜園教育の理念を生かし、各学校が創意工夫して特色ある学校教育活動を行う。
 - ・各学校版「日田市学校教育の方針」の柱として「咸宜園教育の理念」を位置づけ、学校経営の充実を進める。
- ② 児童・生徒を対象にした廣瀬淡窓の先哲学習を実施する。
 - ・各学校において、総合学習や特別活動の時間の中で、廣瀬淡窓の先哲学習を実施する。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日田市学校教育方針への位置付け、先哲学習の実施			

2. 市長及び職員の責務（第4章関係）

〔第11条関係〕 市長の責務

（市長の責務）

第11条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。

2 市長は、市の将来像及び政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。

3 市長は、指導力を最大限に発揮し、市政運営を行わなければならない。

（1）市長と市民の意見交換会の定期的な開催 【担当課：総務課】

（主 旨）

市民と直接対話して、まちづくりについて考える、まちづくり市民会議「いっしょに考えん会」を実施し、一つのテーマについて対等の立場で意見を出し合うことにより、より良いまちづくりに活かしていく。

（取組内容）

① 「市長と市民の意見交換会」を開催し、市長と市民が、直接意見交換を行うことにより、市民の意見等を市政運営に反映させる。

- ・まちづくり市民会議「いっしょに考えん会」（H23～）
- ・市政報告会など

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「市長と市民の意見交換会」の開催			

[第12条関係] 職員の責務

(職員の責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。

3 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。

4 職員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

(1) 職員の資質の向上及び意識改革の推進 【担当課：政策企画課】

(主 旨)

職員は公務員として基本的な知識・認識を有するとともに、行政課題の解決等に積極的に取り組むなど、市民の信頼が得られるよう努める。

(取組内容)

- ① 職務及び職責等に応じて、実施される職員研修に主体的・積極的に参加する。
- ② 職員提案制度を活用し、業務改善や市民サービスの向上に努める。
 - ・職員研修と連動した提案の推進
 - ・自由提案及びテーマ設定等による提案
- ③ 自主研究グループ制度等を活用し、各種能力の向上等自己啓発に努める。
 - ・自己啓発意欲の高揚や政策形成能力の向上を図ることなどを目的とし、市政の様々な課題について自主的に調査研究を行う自主研究グループ制度の積極的活用
 - ・業務を遂行するために必要な知識、能力等を自覚し、主体的に学習する通信教育の積極的な活用
- ④ まちづくりや地域活動への自主的な参加等、市民としての責務の遵守に努める。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
主体的・積極的な職員研修への参加			
職員提案制度の見直し	職員提案制度を活用した提案の推進		
自主研究グループ制度・通信教育の積極的活用			
まちづくりや地域活動への自主的な参加等、市民の責務の遵守			

3. 市政運営（第5章関係）

〔第13条関係〕 計画的な市政運営

（計画的な市政運営）

第13条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画を策定するものとする。

2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、関連する他の基本的な計画との調整を図るものとする。

3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。

4 市長等は、市民参画の機会を設け、総合計画等の策定及び改定を行うものとする。

5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

（1）総合計画の策定及び進行管理 【担当課：政策企画課】

（主 旨）

総合計画については、市民主体のまちづくりを推進するため、多様な市民参画や市民への情報提供に努めるなど、適切な策定及び進行管理を図る。

（取組内容）

① 第5次日田市総合計画（計画期間：平成19年度から平成28年度）を総括的に検証し、平成28年度末までに第6次総合計画を策定する。

② 第6次日田市総合計画の策定にあたっては、積極的に市民参画の機会を設けるとともに、策定状況や内容を市民へ公表する。

③ PDCAサイクルに基づく検討及び見直しを行う。

（スケジュール）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		第6次日田市総合計画の策定	
		第5次日田市総合計画の総括的検証	
実施計画の策定・評価・調整・管理			

（2）各行政分野における個別計画の策定及び進行管理 【担当課：関係各課】

（主 旨）

各行政分野における個別計画を策定する際は、総合計画との整合性及び各部署が連携して関連する計画間の調整が図られたものであるとともに、総合計画と同様に多様な市民参画や市民への情報提供に努めるなど、適切な策定及び進行管理を図る。

（取組内容）

① 各個別計画の策定及び改定時においては、市の最上位計画である総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとするとともに、各部署が連携し関連する計画間の調整が図られたもの

となるよう努める。

② 各個別計画の策定にあたっては、積極的に市民参画の機会を設けるとともに、策定状況や内容を市民へ公表する。

③ P D C A サイクルに基づく検討及び見直しを行う。

(スケジュール)

・農業振興ビジョン

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	農業振興ビジョンの策定		新計画の実行

・地域福祉計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域福祉計画の実行			
旧計画の検証及び新計画の策定	新計画の実行→評価		

・文化振興基本計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
文化振興基本計画の実行→評価→公表→見直し			
		旧計画の検証及び新計画の策定	新計画の実行

・教育行政実施方針

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育行政方針の実行→評価→公表→見直し			
		旧計画の検証及び新計画の策定	新計画の実行

・男女共同参画基本計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第2期日田市男女共同参画基本計画 (H23～H32)			
第一次行動計画 (H23～H27)		第二次行動計画 (H28～H32)	
		日田市女性活躍推進計画 (H28～H32)	

・中小企業振興計画

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第一次行動計画 (H23～H27)			
		中小企業振興計画の策定	
			新計画の実行

注) 本プランの計画期間中(平成 26 年度～平成 29 年度)に策定・改定となる個別計画を対象とする。

〔第 14 条関係〕 政策法務

（政策法務）

第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができる。

（１）積極的な条例等の立案体制の推進 【担当課：総務課】

（主 旨）

市民の視点に立ち、本市の実情を考慮し、法令の趣旨や目的を自らの責任と判断に基づいて解釈し、運用するとともに、必要な条例等について主体的かつ積極的に立案するよう努める。

（取組内容）

- ① 各部署において政策実行のため、必要な条例を自主的かつ積極的に立案するよう推進していく。（各課への働きかけ）
- ② 条例改正における参酌基準等については、本市の実情にあわせ、主体的・積極的に活用するよう推進していく。（各課への働きかけ）

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	各課への積極的な条例立案等への働きかけ		

[第15条関係] 財政運営

(財政運営)

第15条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長等は、創意工夫による経費節減等に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。
- 3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。
- 4 市長等は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(1) 中長期的な見通しを踏まえた財政運営 【担当課：財政課】

(主 旨)

効果的かつ効率的な財政運営を行うため、財政推計をもとに事業の精査を行い、政策相互の連携を図りながら、歳入の確保と歳出全般の抑制に努める。

(取組内容)

- ① 財政推計の策定にあたっては、地方税や地方交付税等の動向を早期に的確に捉え、常に見直しを行い、正確な推計の策定に努める。
- ② 財政推計及び実施計画の見直しを基本とし、政策相互に連携が図られた、効果的・効率的な予算編成を行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
財政推計の見直し			
効果的・効率的な予算編成			

(2) 行政改革大綱の進行管理 【担当課：政策企画課】

(主 旨)

行政改革大綱及び行政改革実行プランを策定・推進することで、健全な行財政基盤の確立と質の高い行政サービスの提供を行う。

(取組内容)

- ① 第4次日田市行政改革大綱及び実行プランに基づき、当該年度の取組計画を作成する。
- ② 副市長を本部長とする「日田市行政改革推進本部」において、進捗状況の確認を全庁的に行う。
- ③ 推進状況を公表するとともに有識者、市民団体の代表、市議会議員で構成される「日田市行政改革推進委員会」に報告し、意見の集約に努め、以後の取組等に反映させる。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 次行政改革大綱及び実行プランの実施→評価→公表→見直し（年度ごとに行う）			
			第 5 次行政改革大綱及び実行プランの策定

(3) 公有財産の有効活用 【担当課：財政課】

(主 旨)

市が保有する土地や施設などの財産については、適正な管理や効率的な運用を行い、資産の有効な活用を図る。

(取組内容)

- ① 平成 29 年度から導入する地方公会計制度に合わせて、固定資産台帳を 28 年度までに整備し、29 年度より活用していく。
- ② 将来にわたり行政目的を持つ見込みのない未利用地等の公有財産について、貸付や一般競争入札等により公募による売却を行い、財源の確保を図っていく。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	固定資産台帳の整備		固定資産台帳の活用
未利用地処分(入札)年 2 回			
普通財産の貸付(随時)			

(4) 財政状況の公表 【担当課：財政課】

(主 旨)

予算、決算等の財政状況の公表を行う際は、市民へ分かりやすく公表し、まちづくりに関する情報の共有や市民の情報を知る権利の確保に努める。

(取組内容)

- ① 日田市財政状況の公表に関する条例に基づき、市民へ分かりやすく公表する。
- ② 平成 29 年度末までに、統一基準による新地方公会計制度の財務書類を公表することとしているため、現在公表しているデータと合わせて掲載する方法の検討を進める。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
分かりやすい財政状況の公表			
	新地方公会計制度による財務書類の作成		財務書類の公表(3月)

[第16条関係] 組織及び人事政策

(組織及び人事政策)

第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用及び人材育成並びに適切な職員の配置等、適正な人事政策の運用に努めなければならない。

3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮しなければならない。

(1) 行政需要等に対応した組織の見直し 【担当課：政策企画課】

(主 旨)

社会情勢や行政需要等の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、継続的に組織の見直しを行う。また、重要な政策課題については、関連する部署が連携して組織横断的な取り組みを行う。

(取組内容)

- ① 組織の見直しについて、各部の調査及びヒアリング等を定期的に行い、必要に応じて組織を見直すなど効率的かつ効果的な組織運営に努める。
- ② 複数の部署にまたがる重要かつ緊急な政策課題については、必要に応じてプロジェクトチームを設置するなど組織横断的な取り組みを行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
組織体制の継続的な検証・見直しの実施			

(2) 人材育成基本方針に基づく人材育成 【担当課：総務課】

(主 旨)

職員や市役所の能力を最大限に生かすため、人材育成基本方針を策定し、方針に基づいた効果的かつ計画的な人材育成を行うため、年度ごとの研修基本計画による研修を実施し、職員の能力向上に努める。

(取組内容)

- ① 「人材育成基本方針」を策定し、効果的かつ計画的な人材育成を行う。
- ② 方針の具体的な推進のため年度ごとの「研修基本計画」による研修を実施し、職員の能力向上に努める。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人材育成基本方針の策定			
研修基本計画の策定（毎年度）			
各種職員研修の実施（毎年度）			

(3) 定員管理計画の推進、人事評価制度の導入及び等級別基準職務表の条例化

【担当課：総務課】

(主 旨)

職員や市役所の能力を最大限に生かすため、定員管理計画の策定、人事評価制度の導入及び等級別基準職務表の条例化を行い、効果的かつ計画的な職員の採用や適切な職員の配置、職務給の適正な管理等、人事政策の適正な運用に努める。

(取組内容)

- ① 「定員管理計画（計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）」を策定し、効果的かつ計画的な職員の採用を行う。
- ② 人事評価制度の導入と運用を行う。
- ③ 等級別基準職務表の条例化と職務給の適正な管理を行う。
- ④ 職員の能力を生かした適切な職員配置を行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定員管理計画の策定	定員管理計画に基づく職員採用と適切な職員配置		
	人事評価制度の検討	人事評価制度の導入・運用	
	等級別基準職務表の条例化	職務給の適正な管理	

〔第 17 条関係〕 行政評価

（行政評価）

第17条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民等の視点を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映させるものとする。

3 職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

（1）適切な行政評価制度の運用 【担当課：政策企画課】

（主 旨）

総合計画に基づいて、市が実施している施策や事務事業を成果指標等を用いて評価し、評価結果が次年度以降の計画に反映されるよう、PDCAサイクルの充実を図る。

（取組内容）

① 施策の方向性や目標に対して、達成度や手段の妥当性の評価を行う。また、進行状況やその効果を確認する。（施策評価）

② 事業のコスト、成果などを客観的な視点で評価し、手法の改善や事業の見直しに反映する。（事務事業評価）

③ 施策評価及び事務事業評価の結果は市民に公表する。また、市が内部で行った施策評価及び事務事業評価が妥当であるかどうかを市民等の視点から検証し、今後の事業展開等についての意見・提言を踏まえ、施策や事務事業の有効性を高める。

④ 適宜、必要に応じ行政評価制度の検証・見直しを図る。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事務事業評価・施策評価の実施→公表→見直し、実施計画との連動など（年度ごとに行う）			
		第5次総合計画の総括的な検証に合わせ、 現行政評価制度を検証	

[第 18 条関係] 附属機関等

(附属機関等)

第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。

2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

(1) 附属機関等における公平で幅広い人材の登用【担当課：政策企画課（関係各課）】

(主 旨)

地方自治法の規定に基づき附属機関として設置される審議会等の委員については、市民からの公募等による選任に努めるとともに、男女比や年齢構成、地域的なバランスを考慮して、公平で幅広い人材の登用に努めていく。

(取組内容)

- ① 市民からの公募等による選任、男女比や年齢構成等について配慮するよう努める。
- ② 各種審議会等において選任方法や男女比等の調査を行い、委員構成の現状等を把握し、市民の多様な意見が反映されるよう努める。
- ③ 各種審議会等の会議においては、特別な場合を除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から会議を公開するとともに、会議録及び会議資料については、市ホームページ等を活用し公表する。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		委員選任における各課への積極的な働きかけ	
		選任方法・委員構成等の調査及び検討（毎年）	
会議の公開、会議録・会議資料の公表			

[第19条関係] 情報の公開及び管理等

(情報の公開及び管理等)

第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に積極的に情報提供するよう努めなければならない。

2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理しなければならない。

3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報等を別に条例で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

(1) 情報公開条例に基づいた適切な情報公開の推進

「市政情報の公表及び提供」の積極的な推進

【担当課：総務課】

(主 旨)

市民参画による協働のまちづくりを推進するためには、情報の共有が必要であり、市から積極的に情報をできるだけ平易で理解しやすい表現で提供していく。

(取組内容)

- ① 情報公開条例に基づき、市政に関する情報を適切に公開し、市民への説明責任を全うすることで公正で開かれた市政推進を図る。
- ② 広報やホームページなどを積極的に利用し、かつ市民にとって理解しやすい表現を用いた情報提供に努める。
- ③ 情報公開条例等の研修を通じて、市民との情報共有の重要性や情報の公開・提供に関する職員の意識啓発を図る。
- ④ 行政資料コーナー等において、行政情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有化を図る。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
情報公開条例に基づいた適切な情報公開の推進			
行政資料コーナーの資料更新			
広報やホームページによる積極的な情報提供			
	情報公開条例等の研修		

(2) 新たな情報発信手段の取組

【担当課：政策企画課】

(主 旨)

広報紙や市公式ホームページ、水郷TV等を活用して情報提供を充実させるとともに、新たな情報発信の手段として市公式SNS（フェイスブック）等の運用を開始し、広く市民への情報提供に努める。

(取組内容)

- ① 市公式SNSを運用する上での基本原則などをまとめたガイドラインや、投稿する際のマニュアル等の作成を行い、運用を開始する。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ガイドライン・マニュアルの検討・策定			
		市公式 SNS（フェイスブック）等の運用	

(3) 公文書管理方法の見直しによる市民への情報提供の充実 【担当課：総務課】

(主 旨)

市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう、公文書の組織的な管理を推進する。そのための取組として、ファイリングシステムの導入による公文書管理方法の見直しを検討する。

(取組内容)

- ① 公文書（行政文書・歴史的文書）の検索性向上による円滑な事務執行、保存文書の最適化による執務環境の改善、及び市民への情報提供の充実を図ることを目的として、平成 25 年度からファイリングシステムのモデルブロック（4 F 総務課、防災・危機管理室）検証作業を実施してきた。今後は、検証作業の結果を踏まえ、全庁的な導入を検討する。
- ② 公文書の適切な管理を図るために導入するファイリングシステムの維持・推進に向けて、文書保存や廃棄等の統一的なルールを定める「文書取扱規程」の見直しを検討する。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
モデルブロック検証事業の実施	検証事業の評価・分析 FS 導入に係る方針の検討	実施計画策定等	本格ブロックへの導入（先行） 文書取扱規定の見直し

[第 20 条関係] パブリックコメント手続

(パブリックコメント手続)

第20条 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取扱いの結果及びその理由を公表するものとする。

(1) 意見提出手続（パブリックコメント）の適切な実施

手続における積極的な情報提供等の推進 【担当課：政策企画課(関係各課)】

(主 旨)

意見提出手続（パブリックコメント）については、「日田市意見提出手続要綱」に則って適切に手続を実施するとともに、市民の関心を高め多くの意見提出を促すため、積極的な情報提供等に努める。

(取組内容)

① 「日田市意見提出手続要綱」に規定された対象となる施策等については、要綱に則って適切にパブリックコメントの実施を行い、市民の市政に対する理解と参画の推進を図るとともに、提出された意見の取扱いの結果等については公表する。

② パブリックコメントの実施にあたっては、市民の興味を喚起させ多くの意見提出を促すための取り組みを推進する。

- ・ 市民が理解しやすい資料の作成
- ・ 閲覧場所の拡大の検討
- ・ ホームページをはじめとした多様な媒体による情報提供 等

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意見提出手続要綱に則った適切な手続の実施			
	意見提出を促す取り組みの推進		

4. 市民参画及び協働（第6章関係）

〔第21条関係〕 市民参画

（市民参画）

第21条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

（1）市民参画の推進・啓発 【担当課：関係各課】

（主 旨）

市政への市民参画を推進するため、多様な参画機会の創出とともに、市政に関する情報の提供や市民参画に係る意識の啓発に努める。

（取組内容）

① 各種計画等の策定や条例の制定等を行う際には、できるだけ早い段階から一般公募や市民ワーキング等による参画機会の場を創出するなど、積極的に市民が参画しやすい環境づくりに努める。

② 市政への市民参画を有意義なものにするため、市の各種データや他自治体の参考事例等、協議に必要な資料の提供に努める。

③ 市民参画及び協働に対しての理解を高めるとともに、より一層の推進を図るため、市民参画及び協働に関する基本的な事項を定めたガイドラインの策定を検討する。

（スケジュール）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民が参画しやすい環境づくり			
参画機会の場における情報提供の推進			
		ガイドラインの検討・策定	

（2）市民や各種団体からの要望等に対する適切な対応 【担当課：関係各課】

（主 旨）

市民や各種団体からの要望等については、受理等における適切な対応とともに処理結果を明らかにするなど誠実な対応に努める。

（取組内容）

① 市民からの要望等については、その受理や内容の把握・調査等適切な対応を図るとともに、処理結果の通知・公表、速やかな実施など、誠実な対応に努める。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要望等に対する適切かつ誠実な対応			
		市ホームページ上での処理結果の公開	

〔第 22 条関係〕 協働

（協働）

第22条 市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。

2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

（１）ＮＰＯとの協働事業の推進及びまちづくりの取組に対する支援

【担当課：まちづくり推進課】

（主 旨）

市民サービス協働事業により、ＮＰＯの持つ専門性やアイデア等を生かした効果的な事業を行うとともに、ＮＰＯの活動の促進を図るため、市とＮＰＯとの協働による事業を実施する。

また、まちづくり活動推進事業及び周辺地域活性化対策事業により市民活動団体への支援を行い地域活性化を図る。

（取組内容）

① ＮＰＯの持つ専門性やアイデア等を生かし、より効果的な事業を行うとともに、市とＮＰＯが協働で事業を実施することでＮＰＯの活動の促進を図る。

・関係部署と連携しながら、幅広い分野から市民サービス協働事業を募集し、審査委員会を経て事業を実施する。

◇ＮＰＯ提案型…ＮＰＯが自由な発想により企画提案する事業

◇行政提案型…市が示した事業概要に対してＮＰＯがその実施方法を提案する事業

② 地域に根ざしたまちづくりや人づくりのために自治会、地域コミュニティを形成する団体及びまちづくり団体等が主体的に企画し、実行する非営利で創造的な展開の促進を図るため、まちづくり活動推進事業補助金及び周辺地域活性化対策事業補助金を交付する。

・多様な市民活動団体からまちづくり活動推進事業及び周辺地域活性化対策事業を募集し、審査を経て活動を支援する。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市民サービス協働事業			
・ 提案事業の募集 ・ 審査委員会の開催 ・ 活動報告会の開催			
まちづくり活動推進事業、周辺地域活性化対策事業			
・ 対象事業の募集 ・ 書類審査 ・ 活動報告会の開催			

〔第 23 条関係〕 自然環境、歴史及び文化の保全等

（自然環境、歴史及び文化の保全等）

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。

（１）自然環境保全の推進 【担当課：環境課】

（主 旨）

水と緑に恵まれた自然環境を守り育み、未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が協働し、身近な環境課題から地球規模の問題まで幅広く、現状の把握と解決の方策を考え、身近で、一人ひとりができることから行動する。

（取組内容）

① 第２次日田市環境基本計画の環境行動指針に基づく環境保全活動を全市的なものとして広め、身近で、一人でもできる環境保全活動の普及・啓発を図るとともに、環境講座の実施及び第２次日田市環境基本計画の進捗状況管理など、市民・事業者・行政が協働し、「ひた市民環境会議運営事業」を実施する。

- ・企画運営会議（３部会代表者）開催（年間計画策定、環境基本計画評価）
- ・市民環境講演会の開催
- ・健康福祉まつりへの参加・展示
- ・ワーキングチーム（３部会）の定例会開催（毎月１回）及び研修・啓発活動

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日田市民環境会議 ○企画運営会議開催 ○環境講座開催 ○健康福祉まつり参加・展示			

（２）伝統文化の保全継承 【担当課：文化財保護課】

（主 旨）

貴重な文化財を保護するために保存・整備・活用を進め、有形・無形の文化財に対して適切な管理や補助を行う。また、指定文化財の保存・継承を推進する団体や後継者等の人材育成を図るとともに文化財を活かしたまちづくりの活動を支援していく。

（取組内容）

- ① 有形、無形文化財を問わず、その保存や管理についての助成を行うことで、文化財に対する意識の向上を図る。また、各地域に残る民俗芸能等の保存継承の取組みを行うことで、地域の連帯や郷土愛を育む。
- ② 文化財の調査や学習を行うことで、文化財や郷土の歴史について興味を持ってもらう。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
無形・有形文化財の保存継承に対する補助事業			
文化財の保存・整備・継承・調査・指定・公開活動			

〔第 24 条関係〕 地域課題

（地域課題）

第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。

- 2 小規模集落（戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう。）等の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）地域課題の共有化及びその解決の取り組みの推進【担当課：まちづくり推進課】

（主 旨）

地域それぞれが抱える課題を市全体の共通の課題として市民が認識するとともに、自助・共助・公助の役割分担のもと、その解決・改善に向け努める。

（取組内容）

- ① 各地域の抱える課題を把握し、広報紙等の各種媒体や市民との意見交換等の場で、その情報の提供に努める。
- ② 地域住民主体により、地域課題の把握と解決・改善方法の検討を行い、これらをまとめた地域活性化プランを策定する。（５振興局管内）
地域住民及び行政等は、協働して地域活性化プランに基づく取り組みの推進に努める。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域課題の把握及び市民全体での情報の共有化			
	地域円卓会議の開催		地域活性化プランの策定

（２）住民同士の支え合いのしくみづくり 【担当課：まちづくり推進課】

（主 旨）

小規模集落における、自助・共助の取り組みの推奨と合わせて、必要に応じて行政の支援を行い、安心して暮らせる地域づくりに努める。

（取組内容）

- ① 住民自治体制確立の支援
 - ・支えあいの仕組みづくり等に対して補助金を交付する。
- ② 地域間連携の推進
 - ・集落をつなぐ取り組みに対する補助金の交付や情報提供を行う。
- ③ 地域活動の支援
 - ・地域おこし協力隊員・集落支援員等の人材を配置する。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住民自治確立のための補助金の交付			
	地域間連携を進めるための情報の提供		
人材の配置による支援			

〔第 25 条関係〕 住民投票

（住民投票）

第25条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行うことができる。

- （1） 住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。
 - （2） 議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。
 - （3） 市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。
- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（1） 住民投票制度の調査・研究 【担当課：政策企画課】

（主 旨）

住民投票制度については、市民、議会、行政において十分に議論して進めることが必要であるため、先進都市の事例等を参考に、調査・研究を行う。

（取組内容）

- ① 住民投票制度における、全国の自治体の状況や制度の運用方法等の調査・研究を行う。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		住民投票制度の調査研究	

[第 26 条関係] 危機管理

(危機管理)

第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

(1) 「自助・共助・公助」の推進 【担当課：防災・危機管理室】

(主 旨)

(自助) 市民は、自ら災害の発生に備え、自らの安全の確保を図る。

(共助) 自治会、消防団、及び防災士等は、日頃から地域の地域防災体制を整備し、防災訓練などを行い、市民が互いに助け合うことを推進する。

(公助) 災害等の発生時、市民や旅行者等の安全・安心の確保、避難場所の確保、地域住民や自治会、消防団、警察、社会福祉協議会など関係機関や事業者等、あるいは国、県、災害時応援協定を結んでいる他の自治体などと連携・協力し、市民等の安全確保に努める。

(取組内容)

自助・共助・公助の役割分担のもと、各種事業の継続的な取組みにより、危機管理体制の確立、防災活動の効果的な実施を図る。

① 自主防災組織活性化事業

- ・自治会等の自主防災活動に必要な消防・防災用品の購入費及び訓練経費の補助
- ・地域防災のリーダーとなる防災士の養成

② 災害備蓄拠点整備事業

- ・災害時の避難生活や応急対応のための生活必需品や資機材等の整備

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
各種事業の継続的な推進			

(2) 地域防災計画の推進 【担当課：防災・危機管理室】

(主 旨)

災害時の危機管理体制の整備を図り、防災関係機関と相互の緊密な連携と協力により、災害防除と被害を軽減するため、地域防災計画の推進に努める。

(取組内容)

- ① 「日田市防災会議・日田市水防協議会」において、毎年検討を加え、必要があると認めた時に「日田市地域防災計画」の修正を適宜行う。
- ② 毎年本格的な出水期を迎える前に日田市防災会議・日田市水防協議会を開催し、災害対策基本法に基づき作成している日田市地域防災計画の改正事項等について審議し、防災体制の整備確立を図る。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日田市地域防災計画の見直し及び検討			

(3) 新型インフルエンザ等の発生に対する対処 【担当課：健康保険課】

(主 旨)

「日田市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制して市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対処する。

(取組内容)

- ① 危機管理組織
 - ・新型インフルエンザ等の発生以前においては、発生に備えた準備を進め、国内で発生した場合は健康危機管理室を設置し、国により緊急事態宣言が発令された場合は市対策本部を設置する。
- ② 情報収集及び情報提供
 - ・対策のすべての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。
- ③ 予防・まん延防止
 - ・医療体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、医療体制が対応可能な範囲内に患者数をとどめるため、基本的な感染症対策の実践や予防接種等を実施する。
- ④ 市民生活及び地域経済の安定の確保
 - ・市民生活への影響を最小限とできるよう、行政機関や医療機関、事業者において事前に準備を行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行動計画の策定			
	行動計画の実行（新型インフルエンザ等発生時）		

5. 連携（第7章関係）

〔第27条関係〕 市内外の人々等との交流及び連携

（市内外の人々等との交流及び連携）

第27条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報を、市内外の人々に積極的に発信するよう努めるものとする。

（1）鹿児島県屋久島町との交流・連携 【担当課：まちづくり推進課】

（主 旨）

日田市と友好交流協定を締結している鹿児島県屋久島町と交流を図り、林業・経済・観光・教育・文化などの様々な文化において相互理解を深め、地域の振興と活性化に努める。

（取組内容）

- ① 「屋久島町ふるさと産業祭り」への参加による交流
 - ・屋久島町で行われる「ふるさと産業祭り」に参加し、日田市の特産品のPR等を行う。
（毎年4月）
- ② 「屋久島町子ども交流事業」の実施による交流
 - ・日田市の小学6年生を対象に、屋久島町において3泊4日の交流事業を行う。
（毎年7～8月）
- ③ 「日田天領まつり」への参加による交流
 - ・「日田天領まつり」へ屋久島町民が参加し、屋久島町の特産品のPR等を行う。
（毎年11月）

（スケジュール）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
（毎年実施） ・「屋久島町ふるさと産業祭り」への参加（4月） ・「屋久島町子ども交流事業」の実施（7～8月） ・「日田天領まつり」への屋久島町からの参加（11月）			

（2）市有林を活用した交流事業の実施 【担当課：林業振興課】

（主 旨）

森づくりを通して、「水源のかん養」「土砂災害の防止」「地球温暖化の緩和」などの森林の有する公益的機能を守り育てていこうとする機運を高めるとともに、上下流域住民の交流・親睦を深める。

（取組内容）

- ① 市有林を活用した森づくり大会等の植樹イベントを通して、日田市民や筑後川下流域住民に対し森林の持つ公益的機能への理解を深めるとともに広域での市民間の交流を図る。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(毎年実施) ○市民参加の森づくり大会 ・場所：市有林 ・日時：毎年 11 月 ・参加者：市民、福岡及び久留米等下流域からの参加者			

(3) 観光協会ホームページの活用等による市内外への情報発信 【担当課：観光課】

(主 旨)

地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報について、日田市観光協会ホームページ等を活用し情報発信を行っていくとともに、年 4 回発行する観光パンフレットや観光フェア等への参加を通じて情報発信を行っていく。

(取組内容)

- ① 観光協会のホームページは多言語化し、英語、韓国語、中国語（繁体・簡体）を整備する。
国内外問わず日田市の歴史・文化・自然などの情報発信を行う。
- ② 年 4 回発行する観光パンフレット（通年版町歩きマップ・季刊版観光情報）により、情報発信を行う。
- ③ 福岡都市圏をはじめ、関東、関西、中国地方での観光フェアや物産展等への参加を通じた観光情報の発信を行う。

(スケジュール)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
HP での情報発信	HP での情報発信(多言語化)	HP での情報発信(国内・海外)	
観光パンフレットの発行(年 4 回)による情報発信			
観光フェアや物産展等への参加を通じた観光情報の発信			

〔第 28 条関係〕 他の自治体及び国等との連携

（他の自治体及び国等との連携）

第28条 市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

（１）筑後川流域自治体等との連携 【担当課：環境課】

（主 旨）

河川環境及び清流保全に努めるため、筑後川上流域の自治体で構成する「筑後川水質汚濁対策連絡協議会上流WG連絡会」等を通じ、課題解決に向けて連携を図る。また、福岡都市圏と水源地域の自治体や住民との交流推進や地域振興事業を通じて連携を図り、相互理解を深める。

（取組内容）

- ① 筑後川上流自治体と連携し、統一した清流保全条例の制定を目指すとともに、ワーキンググループ会議等で河川環境等について協議を続けていく。
- ② 筑後川流域と福岡都市圏の子どもたちが交流を行う事業「かっぱリング」や「筑後川めぐみフェスティバル」等の事業により交流を深め、資源や人材などの経済循環を含めた福岡都市圏との連携強化を図っていく。

（スケジュール）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○筑後川上流WG連絡会 ○かっぱリング、筑後川めぐみフェスティバル等			

6. 条例の見直し（第8章関係）

〔第29条関係〕 条例の見直し

（条例の見直し）

第29条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

（1）自治基本条例の進行管理と見直しの検討 【担当課：政策企画課】

（主 旨）

自治基本条例を適切に運用するため、実施すべき取り組みをまとめたアクションプラン（推進計画）を策定し、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、プランの検証結果及び条例の内容について市民参画による検討を行い、条文を改正する必要があると認める場合には、条例改正の手続を行う。

（取組内容）

- ① 平成26年度から平成29年度までの4年間の取り組みをまとめた「日田市自治基本条例推進アクションプラン」を策定し、毎年度PDCAサイクルによる進行管理に努める。
- ② アクションプランの進捗状況については、庁内横断的に取り組むことが重要であるため、毎年度「政策調整会議」において庁内の連携を図り、適切な進行管理を図っていく。
- ③ アクションプランの検証結果及び条例の内容について、市民参画による検討の場を設け、条例改正の必要があると認められる場合には、速やかに条例改正の手続を行う。

（スケジュール）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アクションプラン策定の検討	プラン策定	アクションプランの進行管理	
			市民参画による検討の場の設置及び自治基本条例の見直しの検討

●アクションプラン取組項目一覧表

関係規定	取組項目	主管課	ページ
第 7 条関係	地域コミュニティの活性化と組織強化につながる活動支援	まちづくり推進課	1
	地域コミュニティへの支援	まちづくり推進課	2
第 8 条関係	子どもがまちづくりに参加しやすい環境づくり	政策企画課	3
	子どもを安心して産み育てることができる環境整備	こども未来室	3～4
	安心して学べる教育環境の整備（学校施設整備）	教育総務課	4
	安心して学べる教育環境の整備（見守り活動）	学校教育課	4～5
	咸宜園教育の推進	学校教育課	5
第 11 条関係	市長と市民の意見交換会の定期的な開催	総務課	6
第 12 条関係	職員の資質の向上及び意識改革の推進	政策企画課	7
第 13 条関係	総合計画の策定及び進行管理	政策企画課	8
	各行政分野における個別計画の策定及び進行管理	関係各課	8～10
第 14 条関係	積極的な条例等の立案体制の推進	総務課	11
第 15 条関係	中長期的な見通しを踏まえた財政運営	財政課	12
	行政改革大綱の進行管理	政策企画課	12～13
	公有財産の有効活用	財政課	13
	財政状況の公表	財政課	13
第 16 条関係	行政需要等に対応した組織の見直し	政策企画課	14
	人材育成基本方針に基づく人材育成	総務課	14～15
	定員管理計画の推進、人事評価制度の導入及び等級別基準職務表の条例化	総務課	15
第 17 条関係	適切な行政評価制度の運用	政策企画課	16
第 18 条関係	附属機関等における公平で幅広い人材の登用	政策企画課 (関係各課)	17
第 19 条関係	情報公開条例に基づいた適切な情報公開の推進	総務課	18
	「市政情報の公表及び提供」の積極的な推進		
	新たな情報発信手段の取組	政策企画課	18～19
	公文書管理方法の見直しによる市民への情報提供の充実	総務課	19
第 20 条関係	意見提出手続（パブリックコメント）の適切な実施	政策企画課	20
	手続における積極的な情報提供等の推進	(関係各課)	
第 21 条関係	市民参画の推進・啓発	関係各課	21
	市民や各種団体からの要望等に対する適切な対応	関係各課	21～22
第 22 条関係	NPOとの協働事業の推進及びまちづくりの取組に対する支援	まちづくり推進課	23

関係規定	取組項目	主管課	ページ
第 23 条関係	自然環境保全の推進	環境課	24
	伝統文化の保全継承	文化財保護課	24～25
第 24 条関係	地域課題の共有化及びその解決の取り組みの推進	まちづくり推進課	26
	住民同士の支え合いのしくみづくり	まちづくり推進課	26～27
第 25 条関係	住民投票制度の調査・研究	政策企画課	28
第 26 条関係	「自助・共助・公助」の推進	防災・危機管理室	29
	地域防災計画の推進	防災・危機管理室	29～30
	新型インフルエンザ等の発生に対する対処	健康保険課	30
第 27 条関係	鹿児島県屋久島町との交流・連携	まちづくり推進課	31
	市有林を活用した交流事業の実施	林業振興課	31～32
	観光協会ホームページの活用等による市内外への情報発信	観光課	32
第 28 条関係	筑後川流域自治体等との連携	環境課	33
第 29 条関係	自治基本条例の進行管理と見直しの検討	政策企画課	34